

## 都市防災不燃化促進事業 緑化基準

### 100 m<sup>2</sup>以上の敷地の緑化基準について

建築敷地が 100 m<sup>2</sup>以上の場合、一定の緑化が必要です。以下の基準に適合するように計画してください。

以下の敷地面積区分に応じた緑化基準（屋上緑化及び壁面緑化を含む。）を満たすこと。  
なお、法定建ぺい率には、角地等の緩和規定による割合を含むものとし、また、法定建ぺい率が 90%を超える敷地については、以下の算定式における法定建ぺい率を 90%とする。

① 敷地面積が 100m<sup>2</sup>以上 1,000m<sup>2</sup>未満の場合

緑化面積は、以下のア～ウのうち、いずれか小さい面積以上とすること。ただし、敷地の使用又は周囲の状況その他の理由により、以下の基準の適用が困難な場合は、この限りでない。

ア 敷地面積 × (1 - 法定建ぺい率) × α

イ 敷地面積 × (1 - 0.8) × α

ウ (敷地面積 - 建築面積) × α

敷地面積	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
α	0.1	0.2	0.25

② 敷地面積が 1,000m<sup>2</sup>以上の場合

緑化面積は、ア又はイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア (敷地面積 - 建築面積) × 0.3

イ {敷地面積 - (敷地面積 × 法定建ぺい率 × 0.8)} × 0.3

(注) 緑化面積の算出は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化計画書制度における算出方法による。